

## 館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和3年10月7日(火) 15時00分～16時00分

2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室

3. 出席委員 (9人)

会長	5番	脇田安保
会長職務代理者	3番	杉田恒雄
	1番	原 晴美
	2番	山田 滋
	4番	川名初江
	6番	石井康博
	7番	安西純夫
	8番	寺田哲雄
	9番	三上英男

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

報告事項 第1号 農用地利用配分計画の認可について

報告事項 第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	千原 秀樹
主幹・農地係長	石井 良市
主査	山口 徳康
主任主事	杉田 岳彦

## 7. 会議概要

議長

ただ今から、令和3年第10回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は9名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、8番 寺田委員、9番 三上委員 をお願いします。

なお、第5条申請に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある農業委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭をお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードをお願いします。

はじめに、議事日程第1 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

そのうち、はじめに整理番号4について審議します。

この案件は、地元推進委員に関係する案件です。農業委員会法第31条の規定による、議事参与の制限に当たりますので、この案件の審議開始から終了まで地元推進委員には退席をお願いします。

地元推進委員退席により、暫時休憩とします。

(地元推進委員退席)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

事務局より、説明をお願いします。

資料の1ページ、整理番号4について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号4 所在地は 竹原 平田 2384 番他 3 筆、登記地目、現況地目、共に畑で合計 1066 m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、千葉市にお住いの 68 歳の方、譲渡人は市内竹原にお住いの 67 歳の方です。

事由としては、譲渡人は、遠隔地に住んでおり耕作できないため譲

渡すとのことです。

譲受人はソテツ等の栽培を行い農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第2項第4号関係では、申請書から従事日数は150日を超えており、該当しません。

第2項第5号関係では、下限面積の10a要件については、クリアしており、該当しません

また、第2項第7号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

議 長

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですのでお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

地元推進委員の入室により、暫時休憩とします。

(地元推進委員着席)

休憩前に引き続き会議を再開します。

残りの案件について審議します。

事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1 所在地は 上野原 外馬谷 477 番、登記地目、現況地目、共に畑で 1397 m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、東京都墨田区にお住いの 57 歳の方、譲受人は市内北条にお住いの 69 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業を行っていないため、譲り渡します。

譲受人はこれらの農地を取得して、菜花を栽培し農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号2 所在地は 洲崎 中原 771 番 1 他 2 筆、登記地目、現況地目、共に田で合計 677 m<sup>2</sup>の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内洲崎にお住まいの 29 歳の方、譲受人は市内洲崎にお住いの 66 歳の方です。

事由としては、譲渡人は農業を行っていないため譲り渡します。

譲受人はこれらの農地を取得して、ストック等花卉を栽培し農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

整理番号3 所在地は 腰越 東 921 番他 1 筆、登記地目、現況地目、共に田で合計 4687 m<sup>2</sup>の贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、市内坂足にお住まいの 77 歳の方、譲受人は市内藤原にお住いの 63 歳の方です。

事由としては、譲渡人は高齢のため、耕作できないため、譲り渡します。

譲受人はこれらの農地を取得して、水稻を栽培し農業経営規模の拡大を図りたいとのことです。

申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第2項第4号関係では、申請書から従事日数は150日を超えており、該当しません。

第2項第5号関係では、下限面積の10a要件については、クリアしており、該当しません

また、第2項第7号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

議 長

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようすでお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題とします。

資料の 2 ページ、整理番号 1 について審議します。

事務局より、説明をお願いします。

主任主事

整理番号 1 所在地は 西川名 森ノ下 1153 番他 3 筆、登記地目、現況地目、共に田が 286 m<sup>2</sup>、登記地目、田、現況地目、その他が 1.66 m<sup>2</sup>、合計 287.66 m<sup>2</sup>の案件です。

申請人は東京都港区にお住いの 56 歳の方です。

転用の事由及び施設は、申請人は令和元年 7 月にこの土地に宿泊施設を建設するため農地法第 5 条の許可をとりましたが、建築にあたり見直しを行い、建築面積を 79.49 m<sup>2</sup>から 70.39 m<sup>2</sup>に縮小したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第 2 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 3 号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第 5 条第 2 項第 4 号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになってはいますが、令和 3 年 12 月 1 日から工事着手し、令和 4 年 3 月 30 日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

議 長

説明が終わりました。

整理番号 1 については、当初の宿泊施設の建築面積を変更しようとするものです。

2 番委員、ご意見等ございますか。

2 番委員

特に問題無いと思います。

議 長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地確認しましたが、別に問題無いと思います。

議 長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、お諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

承認する者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第3 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の3ページ、整理番号1～7について審議します。

事務局より説明をお願いします。

主任主事

整理番号1 所在地は 船形 向臺 343 番 1、登記地目、現況地目、共に畑で 231 m<sup>2</sup>の所有権移転の案件です。

申請人は市内那古にお住いの 33 歳の方です。

転用の事由及び施設は、現在、家族 5 人で借家住まいをしているが、手狭になってきたので、専用住宅 1 棟木造 2 階建て 63.76 m<sup>2</sup>を建て、持ち家に住みたいとのこと。

農地の区分について説明します。この農地は都市計画法の用途区域内にある農地ですので、第3種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和3年11月15日から工事着手し、令和4年5月20日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号2 所在地は 北条 釜沼 363 番、登記地目、現況地目、共に田で 545 m<sup>2</sup>の所有権移転の案件です。

申請人は市内亀ヶ原の法人です。

転用の事由及び施設は、市街化が形成されている北条地区の申請地に、共同住宅 1 棟 10 室、木造 2 階建て 236 m<sup>2</sup>を建築し賃貸したいとのこと。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和3年11月1日から工事着手し、令和4年3月15日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号3 所在地は 浜田 上町 18 番、登記地目、現況地目、共に畑で 29 m<sup>2</sup>の所有権移転の案件です。

申請人は東京都世田谷区にお住いの 76 歳の方です。

転用の事由及び施設は、近くに別荘があり、年間 100 日程度、滞在

しているが、駐車スペースが1台しかなく、来客者用に駐車場を確保したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、現状のまま使用しますので、該当しないと考えられます。

整理番号4～6は、同一の事業ですので、一括して説明いたします。所在地は西川名 左保浦 1224番1他2筆、登記地目、現況地目、共に畑で、合計面積22.4㎡の所有権移転の案件です。

申請人は東京都港区にお住いの56歳の方です。議案第2号の方と同一の方です。

転用の事由及び施設は、近くに宿泊施設を建設する計画があるが、駐車スペースがないので、申請地に駐車場を設けたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和3年11月10日から工事着手し、令和3年11月25日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号7 所在地は竹原 横枕 1382番、登記地目、田、現況地目、畑で575㎡の所有権移転の案件です。

申請人は市内菌にお住いの35歳の方です。

転用の事由及び施設は、現在、借家住まいをしているが、館山市で農業を続ける上で、加工場や梱包部屋などが整備された持ち家に住みたいとのことです。

なお、本案件は農業者が農業に必要な施設等を備えた農家住宅のため、1000㎡まで認められている案件です。

農地の区分について説明します。この農地は集団的に存在している農地の区域にある農地で第1種農地と判断されます。

第1種農地は原則、転用することができない農地ですが、例外として集落に接続して設置される住宅等は許可できることとなっており、それに該当します。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和3年12月1日から工事着手し、令和4年5月31日に完成予定になっていますので、該当しないと考えられます。

また、全ての案件について、農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

議長

説明が終わりました。

整理番号1については、専用住宅を建設するための申請になります。

3番委員、ご意見等ございますか。

3番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

整理番号2については、共同住宅を建設するための申請になります。

6番委員、ご意見等ございますか。

6番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

整理番号3については、駐車場を建設するための申請になります。

2番委員、ご意見等ございますか。

2番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

整理番号4～6については、駐車場を建設するための申請になります。

2番委員、ご意見等ございますか。



2 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号 7 については、農家住宅を建設するための申請になります。
	4 番委員、ご意見等ございますか。
4 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。
7 番委員	整理番号 4 についてですが、宿泊施設と駐車場との距離はどのくらいですか。
主任主事	20 メートル位です。
7 番委員	了解いたしました。
議 長	その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。
3 番委員	整理番号 7 についてですが、農業はいつごろからやっていますか。
主任主事	平成 27 年頃からと伺っています。
3 番委員	了解いたしました。
議 長	その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。
	質問、意見等無いようですので、お諮りいたします。
	事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。
	(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第4議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

資料の4ページ～6ページ、整理番号1から19について審議します。

事務局より、説明をお願いします。

主 査

それでは、私の方から説明いたします。資料の4ページをご覧ください。

整理番号1 所在地は、広瀬 上仲川 1427番1 外1筆 地目は田で、合計面積4,130㎡、賃貸借権の設定で、賃料は、40,000円、10a当たり9,685円です。貸付者は市原市にお住まいの方、借受者は広瀬の方です。設定の期間は令和3年11月1日から令和6年10月31日までの3年間で、再設定です。

整理番号2 所在地は、江田 四反町 737番 外1筆 地目は田で、合計面積5,947㎡、賃貸借権の設定で、賃料は1等米コシヒカリ180kg、10a当たり30kgです。貸付者は千葉市にお住まいの方、借受者は江田の方です。設定の期間は令和3年11月1日から令和8年10月31日までの5年間で、再設定です。

整理番号3 所在地は、江田 上砂押 619番1 外3筆 地目は田で合計面積6,065㎡、賃貸借権の設定で、賃料は1等米コシヒカリ180kg、10a当たり30kgです。貸付者は、安東にお住まいの方、借受者は江田の方です。設定の期間は令和3年11月1日から令和8年10月31日までの5年間で、再設定です。

整理番号4 所在地は、広瀬 杉の間 1485番 地目は田で、面積2,176㎡、賃貸借権の設定で、賃料は1等米60kg、10a当たり28kgです。貸付者は広瀬にお住まいの方、借受者は江田の方です。設定の期間は令和3年11月1日から令和8年10月31日までの5年間で、再設定です。

整理番号5 所在地は、広瀬 土婦 1603番 地目は田で、面積2,401㎡、賃貸借権の設定で、賃料は24,000円、10a当たり9,996円です。貸付者は広瀬にお住まいの方、借受者は江田の方です。設定の期間は令和3年11月1日から令和8年10月31日までの5年間で、再設定です。

整理番号6 所在地は、江田 貉田 608番 外3筆 地目は田で、合計面積9,010㎡、賃貸借権の設定で、賃料は1等米コシヒカリ270kg、

10 a 当たり 30 kg です。貸付者は、江田にお住まいの方、借受者も江田の方です。設定の期間は令和 3 年 11 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 7 所在地は、東長田 作 1333 番 外 3 筆 地目は田で、合計面積 5,477 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、1 等米 60 kg、10 a 当たり 11 kg です。貸付者は東京都板橋区にお住まいの方、借受者は大戸の法人です。設定の期間は令和 3 年 11 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 8 所在地は、洲宮 大畑 405 番 地目は畑で、面積 876 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 15,000 円で、10a 当たり 17,123 円です。貸付者は犬石にお住まいの方、借受者は布沼の方です。設定の期間は令和 3 年 11 月 1 日から令和 23 年 10 月 31 日までの 20 年間で、新規設定です。

整理番号 9 所在地は、洲宮 大畑 430 番 2 外 2 筆 地目は畑・田で、合計面積 2,305 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 15,000 円、10 a 当たり 13,928 円と米 60 kg、10a 当たり 49 kg です。貸付者は犬石にお住まいの方、借受者は布沼の方です。設定の期間は令和 3 年 11 月 1 日から令和 23 年 10 月 31 日までの 20 年間で、再設定です。

整理番号 10 所在地は、上野原 上仲井 498 番 地目は畑で、面積 2,478 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 15,000 円、10 a 当たり 6,053 円です。貸付者は上野原にお住まいの方、借受者も上野原の方です。設定の期間は令和 3 年 11 月 1 日から令和 13 年 10 月 31 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 11 所在地は、山本 沢ノ町 233 番 地目は田で、面積 2,493 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 100,000 円、10 a 当たり 40,112 円です。貸付者は山本にお住まいの方、借受者も山本の方です。設定の期間は令和 3 年 11 月 1 日から令和 23 年 10 月 31 日までの 20 年間で、再設定です。

整理番号 12 所在地は、広瀬 上沢 699 番 外 2 筆 地目は畑・田で、合計面積 2,532 m<sup>2</sup>、使用貸借権の設定です。貸付者は広瀬にお住まいの方、借受者は北条の方です。設定の期間は令和 3 年 11 月 1 日から令和 8 年 10 月 31 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 13 所在地は、広瀬 杉の間 1503 番 地目は畑で、面積 449 m<sup>2</sup>、賃貸借権の設定で、賃料は 2,000 円、10 a 当たり 4,454 円です。貸付者は広瀬にお住まいの方、借受者は北条の方です。設定の期

間は令和3年11月1日から令和8年10月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号14 所在地は、上野原 天神 438 番 地目は畑で、面積1,299㎡、賃貸借権の設定で、賃料は7,000円、10a当たり5,389円です。貸付者は国分にお住まいの方で、借受者は北条の方です。

設定の期間は令和3年11月1日から令和8年10月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号15 所在地は、腰越 東 905 番1 外1筆 地目は畑で、合計面積3,222㎡、賃貸借権の設定で、賃料は10,000円、10a当たり3,104円です。貸付者は腰越にお住まいの方、借受者は北条の方です。設定の期間は令和3年11月1日から令和8年10月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号16 所在地は、広瀬 下沢 1523 番 地目は田で、面積2,496㎡、使用貸借権の設定です。貸付者は広瀬にお住まいの方、借受者は北条の方です。設定の期間は令和3年11月1日から令和8年10月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号17 所在地は、長須賀 増野谷 710 番 地目は田で、面積1,065㎡、賃貸借権の設定で、賃料は5,325円、10a当たり5,000円です。貸付者は長須賀にお住まいの方、借受者は公益社団法人千葉県園芸協会です。設定の期間は令和3年11月1日から令和8年10月31日までの5年間で、新規設定です。

整理番号18 所在地は、広瀬 下沢 1518 番1 地目は田で、面積600㎡、賃貸借権の設定で、賃料は3,000円、10a当たり5,000円です。貸付者は南房総市にお住まいの方、借受者は公益社団法人千葉県園芸協会です。設定の期間は令和3年11月1日から令和13年10月31日までの10年間で、新規設定です。

整理番号19 所在地は、広瀬 下沢 1518 番2 外1筆 地目は田で、合計面積2,577㎡、賃貸借権の設定で、賃料は12,885円、10a当たり5,000円です。貸付者は南房総市にお住まいの方、借受者は公益社団法人千葉県園芸協会です。設定の期間は令和3年11月1日から令和13年10月31日までの10年間で、新規設定です。

以上19案件、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件については、満たしていると考えます。

議 長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

つづきまして、報告事項第1号、「農用地利用配分計画の認可について」を報告します。

資料の7ページ、整理番号1から3について、事務局より説明をお願いします。

主 査

では、引き続き、私の方から説明します。

利用配分計画の認可につきましては、農地中間管理事業として、公益社団法人千葉県園芸協会が、所有者から借り受けた農地について、令和3年7月の総会で貸借権の設定を行ったものです。

7ページをご覧ください。

整理番号1 所在地は、八幡 沼田 232 番 地目は田で、面積 947 m<sup>2</sup> を、千葉県園芸協会が八幡にお住まいの方から借り受け、使用貸借権が設定され、借受者は八幡の法人です。期間は、認可公告日の令和3年9月8日から令和8年7月31日までの約4年11ヵ月です。

整理番号2 所在地は、八幡 上浜田 134 番 地目は田で、面積 1,993 m<sup>2</sup> を、千葉県園芸協会が八幡にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は米 60 kg、10 a 当たり 30 kg です。借受者は八幡の法人です。期間は、認可公告日の令和3年9月8日から令和13年7月31日までの約9年11ヵ月です。

整理番号3 所在地は、八幡 上浜田 135 番 地目は田で、面積 646 m<sup>2</sup> を、千葉県園芸協会が八幡にお住まいの方から借り受け、賃貸借権が設定され、賃料は米 19 kg、10 a 当たり 30 kg です。借受者は八幡の法人です。期間は、認可公告日の令和3年9月8日から令和13年7月31日までの約9年11ヵ月です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点はありますか。

無いようですので、第1号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第2号、「農地法第18条第6項の規定によ

る合意解約について」を報告します。

資料の 8 ページ、整理番号 1 から 5 について、事務局より説明をお願いします。

主 査

それでは 8 ページをご覧ください。

整理番号 1 所在地は、竹原 御霊 3096 番 1 地目は田で面積 1,321 m<sup>2</sup>につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、譲渡するためとのことです。

整理番号 2 所在地は、竹原 正光 3206 番 外 1 筆 地目は田で合計面積 3,915 m<sup>2</sup>につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、譲渡するためとのことです。

整理番号 3 所在地は、竹原 正光 3205 番 1 地目は田で面積 1,469 m<sup>2</sup>につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、譲渡するためとのことです。

整理番号 4 所在地は、広瀬 下沢 1518 番 2 外 2 筆 地目は田で合計面積 3,177 m<sup>2</sup>につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、中間管理事業へ変更するためとのことです。

整理番号 5 所在地は、腰越 東 921 番 外 1 筆 地目は田で合計面積 4,687 m<sup>2</sup>につきまして、合意解約が成立したとのことです。解約理由は、所有権を変更するためとのことです。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第 2 号の報告を終わります。

以上で、本日の議案等の審議は、全て終了しました。

以上で、第 10 回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。  
皆様、ご苦勞様でした。

閉 会  
16 時 00 分

農業委員会等に関する法律第 27 条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長 脇田安保

館山市農業委員会委員 寺田哲雄

館山市農業委員会委員 三上英男

